

農 産 物 検 査 業 務 規 程

県央愛川農業協同組合

第 1 章 総 則

(総 則)

第 1 条 県央愛川農業協同組合（以下「本組合」という。）が農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 2 条第 5 項の登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）として行う同条第 1 項の農産物検査（以下「農産物検査」という。）に関しては、この規程の定めるところによる。

(農産物検査の方針)

第 2 条 本組合が行う農産物検査の方針は次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行われるものとする。

- (1) 農産物検査を公平、公正、迅速に行う。
- (2) 農産物検査の信頼性を確保するため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- (3) 農産物検査の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響を排除する。
- (4) 農産物検査制度の適正な運営に寄与する。

(法的地位及び責任)

第 3 条 本組合は、定款の定めるところにより、法に基づく登録検査機関として農産物検査を行うものとする。

- 2 本組合は、登録検査機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本組合が行うすべての農産物検査に責任を負うものとする。

第 2 章 農産物検査を行う時間及び休日

(始業及び終業時刻)

第 4 条 農産物検査を行う時間は、9 時 00 分から 15 時 00 分までとする。(休憩時間は 12 時 00 分から 13 時 00 分まで)

- 2 前項の時間は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。

(休日)

第 5 条 休日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 4 日まで

- (4) その他、本組合が特に必要と認めた日
- 2 前項の休日は、職員の全部又は一部につき、季節その他の事由によって変更することができる。

第3章 農産物検査を行う農産物の種類、区域等

(農産物検査を行う農産物の種類)

第6条 本組合は、国内産米穀（もみ、玄米）及び国内産麦類（大麦、小麦）について農産物検査を行う。

(農産物検査の登録の区分)

第7条 本組合は、法第2条第3項の品位等検査を行う。

(農産物検査を行う区域)

第8条 本組合が品位等検査を行う区域は、神奈川県とする。

(農産物検査の請求の受付場所)

第9条 農産物検査の請求の受付場所は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
指導経済部 指導課	神奈川県愛甲郡愛川町中津747番地

(農産物検査を行う場所等及び農産物検査員の配置)

第10条 農産物検査を行う場所（以下「検査場所」という。）を管轄し、法第25条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所、検査場所及び各検査場所に配置される法第17条第2項第1号の農産物検査員（以下「農産物検査員」という。）の数は、次に掲げるとおりとする。

事 務 所		検 査 場 所		農 産 物 検 査員数
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
指導経済部 指導課	神奈川県愛甲郡 愛川町中津747	指導経済部（経済 センター）倉庫前	神奈川県愛甲郡 愛川町三増891	1名以上

第4章 農産物検査の業務の実施

(農産物検査を行う者)

第11条 農産物検査は、第26条第1項の規定により組合長が任命した農産物検査員が検査場所において行う。

- 2 農産物検査員は、自ら指示することにより農産物検査の実施業務のうち、次に掲げる業務を補助者に行わせることができるものとする。

- (1) 検査試料の採取業務
- (2) 量目に係る検査における計量業務

(3) 農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号。以下「規則」という。)
第10条第3項の検査証明の押印業務

(農産物検査の請求の受理)

第12条 本組合は、農産物検査の請求をしようとする者(以下「検査請求者」という。)から別紙様式第1号による農産物検査に係る検査請求書(以下「検査請求書」という。)が提出されたときは、これを受理し、検査請求受付簿へ整理の上農産物検査を行うものとする。

- 2 本組合は、農産物検査に当たってはあらかじめ検査計画を策定するとともに、検査請求書の受理に当たっては、その内容を十分に確認するものとし、検査請求者の代理人が生産者に係る品位等検査の請求を行う場合にあっては、検査請求者からの品位等検査の請求に係る事務等を委任する旨の署名捺印のある文書があること又は検査請求者と代理人との間で、すでにその旨の署名捺印した文書がある場合にあっては、その文書をもって委任がなされていることを確認するものとする。
- 3 本組合は、特別な理由がない限り、検査請求を拒否することができないものとし、拒否する場合は、その理由を検査請求者に説明するものとする。
- 4 第1項の検査請求書及び検査請求受付簿は、3年間保存するものとする。

(農産物検査の受付の条件)

第13条 本組合は、次に掲げる場合を除き、農産物検査員があらかじめ量目、荷造り及び包装についての規格に相当すると認めた農産物(包装されていないものにあつては、1キログラム以上のものに限る。)でなければ、農産物検査を行わない。

- (1) 量目についての条件を欠く米穀について、法第5条第2項(法第34条第3項において準用する場合を含む。)の品位等検査を受ける場合
 - (2) 法第15条第2項の品位等検査を受ける場合
 - (3) 法第34条第1項の品位等検査を行う場合
- 2 「農産物検査に関する基本要領」(平成21年5月29日付け21総食第213号総合食料局長通知)Ⅰの第2の1の(2)に規定する米穀の産地品種銘柄の選択銘柄は、次のとおりとする。

(水稻うるちもみ及びうるち玄米)

道 府 県	品 種
神奈川県	てんこもり にじのきらめき

なお、上記事項を設定(変更を含む。)した場合速やかにホームページに掲載するとともに、神奈川県知事に報告するものとする。

(受検のための準備)

第14条 本組合は、検査請求者から検査請求書が提出されたときは、農産物検査を円滑かつ効率的に行う観点から、検査請求者に対して、次に掲げる受検のための準備を求めるものとする。

- (1) 受検品に関する情報の提供（品種別作付面積等）
- (2) 検査ロット編成時の必要な荷役労働力の提供等
- (3) 規則第10条第3項の様式の添付及び生産者記入欄の記載

(検査試料の採取)

第15条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。

(農産物検査の業務の実施方法)

第16条 農産物検査員は、検査場所の環境が第34条第2項の環境点検により適切に維持・管理されていることを確認した上で、規則第16条に規定する機械器具その他の設備（第34条において「機械器具等」という。）を用い、農林水産大臣が定める標準計測方法及び鑑定方法に定めるところにより、検査を適正かつ円滑に行うものとする。

(検査証明)

第17条 検査証明は、法第13条第1項及び規則第10条の規定に従って行うものとする。

(農産物検査の結果の通知)

第18条 農産物検査員は、農産物検査の実施後すみやかに検査証明書を検査請求者に通知するものとする。なお、農産物検査員は、米穀検査請求明細により農産物検査の実施後すみやかに検査結果を検査請求者に通知するものとする。

(帳簿の作成及び保存)

第19条 本組合は、別紙様式第2号による帳簿を作成し、5年間保存するものとする。

第5章 検査手数料等

(検査手数料)

第20条 検査手数料の額は、それぞれ次の各号に掲げる農産物の区分に応じ、当該各区分に掲げる額とする（内 税）

(1) も み

イ 21キログラムを超え45キログラム以下の包装のもの

1包装につき 50円

ロ	20キログラム以下の包装のもの	1包装につき	25円
ハイ及びロに掲げるもの以外のもの	1トン当たり	790円	

(2) 玄 米

イ	31キログラムを超え60キログラム以下の包装のもの	1包装につき	50円
ロ	30キログラム以下の包装のもの	1包装につき	25円
ハイ及びロに掲げるもの以外のもの	1トン当たり	470円	

(3) 大 麦

イ	26キログラムを超え52.5キログラム以下の包装のもの	1包装につき	30円
ロ	25キログラム以下の包装のもの	1包装につき	15円
ハイ及びロに掲げるもの以外のもの	1トン当たり	470円	

(4) 小 麦

イ	31キログラムを超え60キログラム以下の包装のもの	1包装につき	30円
ロ	30キログラム以下の包装のもの	1包装につき	15円
ハイ及びロに掲げるもの以外のもの	1トン当たり	470円	

(検査手数料の収納方法)

第21条 検査手数料は、口座振替により収納することを原則とする。ただし、やむを得ない場合は、現金により収納することができる。

2 収納した検査手数料は、特別の事由がない限り、返還しないものとする。

(費用の負担等)

第22条 本組合は、検査請求者に対して、検査試料の無償提供、農産物検査を行うために必要な農産物の積替え、運搬、開装又は改装に要する費用を要求するものとする。

第6章 農産物検査を行う組織

(組織)

第23条 本組合の農産物検査を行う組織は、別に定める職制規程の業務分掌のとおりとする。

(組合長の責任)

第24条 組合長は、農産物検査に係る経営資源の確保、運営方針の策定、農産物検査の実施及び農産物検査の監督について責任を負うものとする。

(組合長の権限の委譲)

第25条 組合長は、その責任において、職制規程の職務権限表に基づき農産物検査の実施及び監督に係る権限を代理の者に委譲できるものとする。

(農産物検査員の任命)

第26条 組合長は、本組合に所属し、規則第15条第1項の農林水産大臣が作成する名簿に登載された者を農産物検査員として任命する。

2 組合長は、前項の任命に際して、農産物検査員に対し法若しくは法に基づく命令の規定を遵守する旨の宣誓書を求めるものとする。

3 組合長は、前項で任命した農産物検査員の中から指導的農産物検査員を任命する。

(農産物検査員の職務)

第27条 農産物検査員の職務は、検査のための試料の採取、試料の検査、法第13条第1項の検査証明の業務とする。

2 農産物検査員は、組合長及び職制により定められた上長の命に従い、公正かつ誠実に職務を行うものとする。

3 農産物検査員は、適確な農産物検査を行うため、検査技術等の維持・向上に努めるものとし、このため、組合長が指定する研修を受講しなければならない。

4 農産物検査員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第7章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項

(農産物検査員の教育及び訓練)

第28条 組合長は、検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練を行うものとする。

(内部監査)

第29条 組合長は、農産物検査に係るすべての事務所及び農産物検査員に対する内

部監査を定期的に実施するものとする。

2 内部監査の手順は、別途定める内部監査規程による。

(不適切な行為の防止等)

第30条 組合長は、関係法令及び関係通達に抵触する等農産物検査の業務の実施主体である登録検査機関として不適切な行為の予防に努めなければならない。

2 組合長は、不適切な行為を発見したときは、直ちにこれを是正するとともに、速やかに神奈川県知事に不適切な行為があった事実及び是正のために講じた措置を報告しなければならない。

(知事または国による調査の受け入れ)

第31条 本組合は、神奈川県知事または国による調査があったときは、これを受け入れ、協力するものとする。

(指導的農産物検査員の役割)

第32条 本組合は、国が主催する会議等への参加要請があったときは、要請内容に応じて職員又は指導的農産物検査員を参加させるものとする。

2 指導的農産物検査員は、第29条で定める検査精度の維持及び検査技術の向上を図るため、農産物検査員の教育及び訓練で組合長を補佐する。

(異議申立て、苦情及び紛争の処理)

第33条 本組合は、検査請求者又はその他の者から持ち込まれる異議申立て、苦情又は紛争について、誠意をもって適切に処理するものとする。

(機械器具等及び検査場所の点検)

第34条 本組合は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、毎年度機械器具等の保守点検を実施するものとする。

ただし、計量器については、計量法による定期点検とする。

2 本組合は、農産物検査の円滑かつ適正な実施のため、次の各号に掲げる場合に応じて、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認した上で農産物検査を実施するものとする。なお、環境が適切に維持されていることを確認した者は、環境点検実施状況確認簿（別記様式第3号）を作成し、確認日及び確認者を記録及び保管しておくこととする。

一 登録検査機関が所有する施設（CEや倉庫等）を検査場所として使用する場合は施設の担当部局が環境点検を定期的に実施することによって、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。

ただし、登録検査機関が所有する施設が、食品安全や衛生管理に関する第三者認証を受けているなど適切に管理されていることが明確である場合は、そのことを証明

する書類をもって、環境点検を省略することができる。

二 登録検査機関が、第三者との間での賃貸借契約を結ぶ又は承諾を得ることによって使用する場所（生産者の庭先等）を検査場所とする場合

農産物検査を実施するごとに、検査場所の環境が適切に維持及び管理されていることを確認する。

（等級証印及び農産物検査員の認印の管理）

第 3 5 条 本組合は、等級証印及び農産物検査員の認印を適切に管理するため「印章管理規程」を定め管理するものとする。

（等級証印及び農産物検査員に認印の不正使用等）

第 3 6 条 本組合の役職員は、等級証印及び農産物検査員の認印の不正使用を発見したときは、直ちに組合長に報告するものとする。

2 組合長は、前項の報告があった場合は、速やかに神奈川県知事に報告する等適切な措置を講じるとともに、神奈川県知事の要請による調査等に協力するものとする。

（農産物検査の結果の報告）

第 3 7 条 組合長は、法又は法に基づく法令の定めるところにより神奈川県知事へ必要な報告を遅滞なく提出するものとする。

（水稻うるち玄米 DNA 分析実施）

第 3 8 条 水稻うるち玄米の DNA 分析（以下 DNA 分析という。）は、検査対象品種に異品種の混入が視覚により認められた場合又は異品種の混入の有無が視覚により判断できない場合において、異品種の混入率を確認するために行うものとする。

2 DNA 分析機関の選定

DNA 分析機関の選定に当たっては、DNA 分析を迅速に実施することができ、かつ、その判別結果に高い信頼性を有する分析機関を選定するものとする。

3 DNA 分析管理簿の整理

検査請求者から別記様式 1 号による DNA 分析同意書の提出があったときは別記様式 2 号の DNA 分析管理簿へ整理するものとする。なお、本組合は、検査請求者に対し、DNA 分析に要する日数、費用および支払方法その他必要な事項を説明するものとする。

4 DNA 分析試料の採取

DNA 分析を行う試料（以下 DNA 分析試料という。）は、農産物検査に関する基本要領（平成 2 1 年 5 月 2 9 日付け 2 1 総食第 2 1 3 号農林水産省総合食料局長通知）別紙 7 成分検査の実施マニュアルの I の第 1 に準じて採取を行うものとする。なお、品位等検査のために採取した試料がある場合は、当該試料を DNA 分析試料とする。

5 DNA 分析試料を採取した検査荷口の保管

4により DNA 分析試料を採取した検査荷口は、DNA 分析結果を踏まえた銘柄検査が終了するまでの間、本組合が適切に保管するものとする。

6 DNA 分析結果の検査請求者への連絡及び保管

DNA 分析機関から、DNA 分析結果の通知があったときは、検査請求者に分析結果の通知の写しを送付するものとする。また、正本は本組合において保管するものとする。

7 DNA 分析に要する費用

DNA 分析に要する費用については、第 20 条に定める検査手数料とは別に、検査請求者に求めることができるものとする。

(その他)

第 39 条 この規程に定めるもののほか、農産物検査に関し必要な事項は、組合長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 3 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 25 日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 11 月 25 日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 25 日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 23 日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 23 日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 9 月 28 日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 23 日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 8 月 10 日から改正施行する。